

# 土壤汚染の報告がありました。

本日、愛知県西三河建設事務所長から岡崎市東牧内町地内の土壤汚染に係る調査結果の報告がありました。

この調査は、鹿乗川の拡幅工事に当たり、同県が自主的に行ったものです。

調査の結果、砒素及びその化合物が土壤汚染対策法(以下、「法」という。)に規定する土壤溶出量基準に対して最大で1.8倍検出されています。

その概要は、下記のとおりです。

## 記

### 1 調査対象地

岡崎市東牧内町字日久東39番4ほか11筆

岡崎市東牧内町字日久50番1ほか4筆

(中小河川改良工事区域)

### 2 報告内容

#### (1) 報告年月日

平成26年12月5日 金曜日

#### (2) 調査の実施期間

平成26年10月23日～平成26年12月4日

#### (3) 調査対象地

中小河川改良工事区域の978.12m<sup>2</sup>

#### (4) 調査項目

砒素及びその化合物

#### (5) 調査結果

砒素及びその化合物について、次のとおり法令等に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

土壤溶出量基準

一部の調査地点において、土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量基準	超過地点数 ／調査地点数
砒素及び その化合物	0.018 mg/L (1.8倍)注	0.01mg/L 以下	4/4

注:( )内は、土壤溶出量基準に対する倍率

#### (6) 汚染場所

別紙参考資料参照

#### (7) 汚染原因

当該土地は、以前から田又は空き地等であり、砒素及びその化合物の使用履歴がなく、調査対象地全体に土壤汚染が分布しており、汚染濃度が高くないため、自然由来と考えられます。

### 3 地下水の調査結果

砒素及びその化合物による地下水汚染は確認されていないことが報告されています。

### 4 今後の措置について

事業者が、法令等に基づき、土壤汚染の除去等の対策を実施します。

### 5 市の対応

市でも改めて周辺地下水の汚染状況の調査を行うとともに飲用井戸の有無を確認し、井戸の所有者に対して飲用指導を行っていきます。

また、本日、法第14条第1項に基づく申請があったため、当該土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、土壤汚染に対する適切な措置を実施するように指導していきます。

### 6 事業所連絡先

愛知県西三河建設事務所河川港湾整備課 事業第1グループ  
0564-27-2752